近江商人の経営理念について

―「三方よし」とCSR―

ほじめに

「三方よし」という用語の由来

Ⅱ 諸商家にみる利益観と商いの手法

■ 外村与左衛門家の家訓にみる取引の基本姿勢

順法精神の変遷

むすべ

はじめに

二○○三年三月に社団法人経済同友会が、『「市場の進化」と社会的責任経営―企業の信頼構築と持続的価値創造に向けて』と題する冊子を発任経営―企業の信頼構築と持続的価値創造に向けて』と題する冊子を発

ではない。CSR経営の唱導は、グローバル化や情報化の進展による価経済価値の実現、コストとしての社会貢献、法令順守といった意味合いCSR経営というときの企業の社会的責任は、従来のように、単なる

末 永 國 紀

観、商いの手法や順法精神を抽出することによって検討することであ考えられる地球環境の異変、内外での企業不祥事の続発と同時に、グローバルな企業活動への憎悪を含む9・11の同時多発テロを背景にしているということも考えられる。企業の社会的責任という観点からみた場合、日本には、外来の言葉であるCSRに通底するところの多い生え抜きの経営理念がある。近江商人の売り手よし、買い手よし、世間よし、という「三方よし」に代表される経営理念である。本稿の目的は、CSという「三方よし」に代表される経営理念である。本稿の目的は、CSという「三方よし」に代表される経営理念である。本稿の目的は、CSという「三方よし」に代表される経営理念である。本稿の目的は、CSという「三方よし」に代表される経営理念である。本稿の目的は、CSという「三方よし」に代表される経営理念である。本稿の目的は、CSという「三方よし」に代表される経営理念である。本稿の目的は、CSという「三方よし」に代表される経営理念である。本稿の目的は、CSというに表情がある。

る。

I 「三方よし」という用語の由来

よしの経営」という表現を使っている。 いる。また、家訓の作り方を提示するとして、家訓の箇条の一つに「自 益を得ようと考えるのではなく、常に相手の利益、第三者の利益 論文「京都における老舗の経営理念―老舗の家訓を通して見た」のなか なかれ」を挙げ、「三方よしの商法」の用語を使用している。さらに、 利利他は商いの本義なり、常に三方よしの商法に徹し、高利をとること しの商いでなければならない」と述べ、「三方よしの商い」と表現して の)を考えての商人であり、商いでなければならないのである。三方よ ら、「商人の商人たるゆえんも、 の経営」という表現を用いたのは、 の家訓を分析するなかで、 管見の限りでは、 石門心学の柴田鳩翁の言葉を引用しながら次のように述べ、「三方 経営理念に関わって「三方よしの商法」、「三方よし 大丸の業祖正啓の訓戒などを引用しなが 商いの商いたる大義も、自分一個の利 足立政男である。足立は、京都の老 (天下

る。換言すれば「三方よしの経営」であり、老舗のもっている社会が悦ぶ」と述べ、商いの道は「売り手の仕合わせ、買い手の仕合わけ、散えて喜び・・・・料理して歓び、食べてよろこび、皆双方が悦ぶ」と述べ、商いの道は「売り手の仕合わせ、買い手の仕合わけ、買うて悦び、誂えてよろこ

的責任を常に自覚し、社会に貢献する経営手法を採用することが大切であり、これがいわゆる「積善の家に余慶あり」との言葉通り、と立のいう「三方よしの経営」は、社会に奉仕する老舗の経営手法として主張されている。ただし、足立の引用は正確ではない。引用の文言は、柴田鳩翁の『鳩翁道話拾遺』に載っているものであり、世間では当事者双方がよろこぶのが普通なのに、一方はよろこび他方は泣くことになる賭勝負の恐ろしさを説くなかで次のように語られている。

切世間をご覧じませ。売ってよろこび、買うてよろこび、

誂らえ

てよろこび、拵らえてよろこび、駕籠にのってよろこび、昇いでよろこび、拵らえてよろこび、駕籠にのってよろこび、昇いでよろこび、拵らえてよろこび、京都の老舗の家訓分析を通して足立が加したものである。「三方よしの経営」という表現は、足立が独自に付みるとおりである。「三方よしの経営」という表現は、足立が独自に付みるとおりである。「三方よしの経営」という表現は、足立が独自に付かるとおりである。「三方よしの経営」という表現は、足立が独自に付かるとおりである。「三方よしの経営」という表現は、足立が独自に付かるとおりである。「三方よしの経営」という表現は、足立が独自に付いるとおりである。石門心学関係の文献にあたってみても、「三方よし」は、という表記はみられず、それに相当する表現もない。「三方よし」は、名間心学に根ざす表現ではなく、京都の老舗の家訓分析を通して足立がという表記はみられている。

論ですでに指摘したところである。近江商人の「三方よし」は、商取引よし、世間よし」と表現したのは、小倉栄一郎であろうということは拙近江商人の経営理念との関連で「三方よし」を「売り手よし、買い手

感得した事柄の要約的表現と考えられる。

に入れている点が大きな特徴である。全体を益するものでなければならないという意味での世間よし、を視野においては当事者の売り手と買い手の双方だけでなく、その取引が社会

先取りしたような商人達であった。
おされる商社的な商いに従事したのであり、現代の日本の経済と経営を称される商社的な商いに従事したのであり、現代の日本の経済と経営をは(上方商品)を移出し、原材料(地方物産)を移入する持下り商いと近江商人は、地元の近江を活動の場とせず、近江国外で活躍し、完成

他国での行商にはじまって、やがて日本全国に開いた出店を発展させ、うとする近江商人にとって、何のゆかりもなかった地域の人々から信息うとする近江商人にとって、何のゆかりもなかった地域の人々から信がになったと解釈できるのである。だから「三方よし」は、近江商人ようになったと解釈できるのである。だから「三方よし」は、近江商人ないた教えが、現代では「三方よし」という言葉に代表して流布する地域の行政に対している。

Ⅱ 諸商家にみる利益観と商いの手法

紹介したものであるが、行論の都合上、再度掲示しておきたい。(一七五四)年に認めた書置のなかの一節である。以前に拙論において「三方よし」の原典となったのは、麻布商の中村治兵衛宗岸が宝暦四

高利望ミ不申、とかく天道之めぐみ次第と、只其ゆくさきの人を大心よく着被申候様ニと、自分之事ニ不思、皆人よく様ニとおもひ、たとへ他国へ商内ニ参候而も、此商内物、此国之人一切之人々皆々

心ニ被致候而、其国々へ入ル時ニ、右之通ニ心さしをおこし可被申切ニおもふべく候、夫ニ而者心安堵ニ而身も息災、仏神之事常々信

ず、第一二候

て尊重することを説いているのであり、現代的な表現を用いれば顧客満いうことである。自分の商品に自信をもちながら、相手の立場を徹底しんだ商品にその国の人々が満足することを何よりも優先させるようにとぶ岸が他国行商の心得として第一に説いていることは、自分の持ち込

足(CS)を第一にせよということに通じる。

のつもりでよいというのである。い。利益を得られるかどうかは天道のめぐみ次第である、というくらいい。利益を得られるかどうかは天道のめぐみ次第である、というくらい第二は、行商の結果としての損得については、高利を望んではならな

な自分本位の私的な欲望を抑えること。そのために神仏への信心を深め第三は、遠い他国まで行商に来た以上は何とか儲けたい、というよう

るように諭している。

りすることを否定し、利益を抑制することにつながる。が生れたのである。世間よしは、利益を独り占めしたり、高利を望んだが生れたのである。世間よしは、利益を独り占めしたり、高利を望んだノミト思ハズ、其国一切ノ人ヲ大切ニシテ、私利ヲ貪ルコト勿レ、神仏ノミト思ハズ、其国一切ノ人ヲ大切ニシテ、私利ヲ貪ルコト勿レ、神仏ノミト思ハズ、其国一切ノ人ヲ大切ニシテ、私利ヲ貪ルコト勿レ、神仏ノミト思ハズ、其国一切ノ人ヲ大切ニシテ、私利ヲ貪ルコト勿レ、神仏

だけではない。近江商人系企業としては最古の四〇〇年の歴史を有する商人でありながら利益に対する欲望を抑えることを説いたのは、宗岸

っている次のような家訓の一節である。 趣旨の家訓がある。 蒲生郡近江八幡を本宅とする西川甚五郎家 して扱った江戸出店の文化四(一八〇七) 店名前を近江屋久右衛門と称する同家の弓を中心と 年の「勘定目録帳」文末に載 (現、 西川産業株) には、 同

第一家内睦鋪致、 之節ニ而も余分口銭申請間鋪候、 出情可申候、 付り商内事諸品致吟味薄口銭ニ而売捌、 同店随分致志毎鋪、家業等専一ニ無懈怠奉公 惣而世間害成事致間鋪候事 · 譬舟間

は、 る。 はならないと戒め、 銭に徹することを家訓のかたちで連年確認しているのである。 する船の来航と来航の合間の、供給不足のときでも余分の口銭を取って ない口銭で売りさばくことをもとめている。そして、たとえ商品を補充 家内和合して家業に精励し、 品薄のときでも、 顧客満足を重視した利益に対する禁欲的態度の表れであり、 同家では毎年の 何事であれ世間の害になることを禁じている。 「勘定目録帳」の末尾に同様の文言が綴られてい 余分の口銭を取ってはならないという販売姿勢 品質をよく吟味した商品をできるだけ少 薄い口 以

助包教 門勝候は、 小野権右衛門唯貞(慶友)は、 (補救) 別家に対して文政七(一八二四)年一〇月三日付けの そのなかには、次のような条項がある。 の弟にあたる。 京都と南部に店を開いた。 湖西高島郡大溝の出身であり、 四代目権右衛 野善

過分ノ金銭儲方有之候共、 慾二迷ヒ身上滅亡二成候人々ヲ存能々相考え、仕来ノ商売自 無油断家業出精専一ノ事ニ候 不実ノ商売筋不立入候様ニ心得可有

> を滅ぼすことになると戒め、 欲に迷い不実の商売に手を出して得た過分の金儲けは、 高利と不実の商いを同列にとらえ、利に迷うことの危うさを諭して 堅実に家業に精励することをもとめてい ついには身上

る。

いるのである。

中の人物である。初代が「金持商人一枚起請文」を著し、 己資金をもって関東への行商を開始し、八一歳で二代目に家督を譲った ほどこしつつ祈ったことはよく知られている。 区別を弁えながら勤勉に働くような善人を子孫にもとめて、 寛政八(一七九六)年には純資産を八万七二五〇両に増加させた立志伝 蒲生郡日野出身の初代中井源左衛門は、享保一九年一九歳で二両 始末と吝嗇の 自

る下書様の次のような家訓の一節である。 は、二代目源左衛門が筆を執ったと推定されている「中氏制要」と題す 同家の家訓のなかで、 利益についての考え方を直截に表現しているの

人生ハ在勤ニ、勤則不」置と、勤ハ利の本なり、 門葉ニ至迄堅禁制たるへき也、慾をほしいま、にするより大なる 正直二取扱可申候事也、 ら得るハ、真の利也、 義理に乖くのミならす、 禍ハなし、人の非をそしるより大成悪なしと古人いへり、 自然利の廻り多し、 ハ三」之、廉賈ハ五之と、その意正直の商人は人の進を買、 有無を達すといふ成へし、 相場買置等之賈術ハ所謂貪賈の所為、 御先代より初置れし仕成の売買大切ニ守、 身を亡す道也、戒へし、 仍而者買置事、 商道の本意ニあらすや、 相場事やうの儀者、子孫 能勤 又談書ニ、 而おのつ 此二は か

にあらす、何そ久しからんや、常平倉建れし仁政の趣意とは、同自由を〆く、る者、他の難儀を喜ものなれハ、利を得ても真の利

日の論にあらす

人々の難儀を救うことを目指した、ときの政府による常平倉の施策と同 米価の安価なときに買置をし、高騰したときに売り出すことによって 利益ではなく、永続するものではない。もとよりこれらの悪徳行為は、 行為は、 そ商いの本道であるので自然に利回りも多くなる。相場事や買置などの ば買い、乞われれば売ることによって有無を通じるものである。これこ 理に背き身を亡ぼすもとになる。正直な商人というものは、 衛門のはじめられた商いを大切に守って、正直に家業に精を出すことが 日に論じられるものではない。 大切である。 家一門にいたるまで禁制である。野放図な欲望と他人への悪口は、 人生の目的はまっとうに働くことにある。働けば不足することはな 勤勉に働くことによって得た利益こそ真の利益である。先代の源左 他人の不自由や難儀を喜ぶものなので、たとえ利を得ても真の したがって、買置や相場事に手を染めることは子々孫々、 薦められれ 義

当、不当を論じることによって、正当な利益を積み重ねた家業の永続を当な利益をもとめる貪欲心を抑制しようとしている点である。利益の買置などの行為によって得た利益は真の利益ではないので、そうした不って、利益の正当性を主張していることである。他の一つは、相場事やって、利益の正当性を主張していることは二点ある。一つは、勤勉にここで「中氏制要」が強調していることは二点ある。一つは、勤勉に

に等しいという石門心学を創始した石田梅岩に通じる思想である。禄無シテ事ガ如シ」と喝破して、商人の手にする利益は天下御免の家禄はかっているのである。「商人ノ買利ハ土ノ禄ニ同ジ、買利ナクハ土ノ

総合商社の伊藤忠と丸紅の業祖であり、仏教の篤信者であった初代伊藤忠兵衛は、商機を摑むことに腐心し、景気の伸縮と物価の騰落については寸時の油断もしなかった。その一方で、売買のいずれかが傷を負うことになる投機を蔑み、有無を通じる商売道こそは売り買い双方を益し、世の不足を埋めるものなので、菩薩の心にかなうものと信じていたし、世の不足を埋めるものなので、菩薩の心にかなうものと信じていたし、世の不足を埋めるものなので、菩薩の心にかなうものと信じていたという。

社塚本商店が誕生するのは大正九(一九二〇)年である。社塚本商店が誕生するのは大正九(一九二〇)年である。

乃利益を謀る」と題した次のような一項がある。基本姿勢を打ち出した「家内申合書」を制定した。そのなかに、「華主定次は、新時代に対応した体制を築くために、明治二年正月に商いの

旅方尓於てハ、御得意先のため派口のよろしき代呂物を大山尓し

二付、能々相心得へして売りきれ物なきやう注意し、御注文の節ハ聊たりとも不捨置はて売りきれ物なきやう注意し、御店へ参上の時、行儀正しく御店中をはやく御間尓合せ申へし、御店へ参上の時、行儀正しく御店中をはて売りきれ物なきやう注意し、御注文の節ハ聊たりとも不捨置はて売りきれ物なきやう注意し、御注文の節ハ聊たりとも不捨置は

行商先では得意先のために品質の良い商品を十分に準備して、売り切れのため注文に応じられないことのないように配慮し、たとえ少量の注
場合は、店員はもちろん、出入りの職人も丁寧に礼をつくさねばならな
場合は、店員はもちろん、出入りの職人も丁寧に礼をつくさねばならな
場合は、店員はもちろん、出入りの職人も丁寧に礼をつくさねばならな
場合は、店員はもちろん、出入りの職人も丁寧に礼をつくさねばならな
場合は、店員はもちろん、出入りの職人も丁寧に礼をつくさねばならな
はる増えるものである。

いる。この精神に基づいて、定次は座右の銘を「薄利広商」としたのでいる。この精神に基づいて、定次は座右の銘を「薄利広商」としたのでながるのであり、徹底して顧客満足を追究することの大切さが説かれてここでは、顧客本意の商いをしていると、結果として利益の増加につ

うな道歌を詠んでいる。 える。例えば、初代は、天保一〇(一八三九)年五一歳のときに次のよえる。例えば、初代は、天保一〇(一八三九)年五一歳のときに次のような精神は、すでに初代定悦の考え方に発するものであるとい

さらに、明治二一年五月一八日、六三歳となった定次には次のようなおとくいのまうけをはかる心こそ我身の富をいたす道なれ

業永続をはかることをもとめた経営姿勢が打ち出されている。利益と商

ここには、不正な利得を忌み、

奢ることなく正路の商いによって、

述懐がある。

当店生糸商と為替業をするも本業の太物呉服の商ひ怠りなくして、旧尓倍するの取引を見受て悦ふなり、其商売ニ付競争の止むて、旧尓倍するの取引を見受て悦ふなり、其商売ニ付競争の止む長久を計るへし、投機商類似を羨むへからす、目下の利を見るも長久を計るへし、投機商類似を羨むへからす、目下の利を見るも損また大ひなり、物の盛なるハ衰ひやすく、商家の極意ハ信用を重んし内外の好評を得る尓あり、然る尓店もし尓せつき金の融通もよくなれ者、われしらすして無利をいふてもとをることあり、もよくなれ者、われしらすして無利をいふてもとをることあり、当店生糸商と為替業をするも本業の太物呉服の商ひ怠りなくし当店生糸商と為替業をするも本業の太物呉服の商ひ怠りなくし、日が信がより、其商売により、

苦労しなくなり、 こそある。ただ、世間から老舗とみなされるようになると、資金融 なやり方は、たとえ一時の利得を得ることがあっても、 ことが避けられない場合もあるかもしれないが、大事なことは短尺物や 物商であると規定し、 いものである。商家の本意は、 売を行うことに専心し、家業の永続を図るべきである。 無幅物などの人を欺くような商品を取り扱わないことであり、 で、そうした奢りがましい振舞いに気をつけなければならない まず自家の家業は、 取引でも無理をいい掛けてそれが通るようになるの 本業の旧に倍する繁昌をよろこび、 生糸商や為替業も営業しているが、 信用を重んじて内外の好評を得ることに 損失もまた大き 投機商人のよう 他と競い合う 本業は呉服太 地道な商

いの手法は不可分のものとしてとらえられているのである。

■ 外村与左衛門家の家訓にみる取引の基本姿勢

初代が麻布の行商をはじめた元禄一三(一七〇〇)年を創業年とする初代が麻布の行商をはじめた元禄一三(一八四六)の「家之掟」、に作成された家訓・店則として、弘化三年(一八四六)の「家之掟」、安政三年(一八五六)の「心得書」と「作法記」がある。いずれも一〇大日外村与左衛門応信が制定者になっていて、前二者は、心構えを教えでいての店則である。両親を相次いで喪った一〇代目は、天保一三(一八四三)年に一八歳で当主となったので、「家之掟」を定めた弘化三年八四三)年に一八歳で当主となったので、「家之掟」を定めた弘化三年八四三)年に一八歳で当主となったので、「家之掟」を定めた弘化三年八四三)年に一八歳で当主となったので、「家之掟」を定めた弘化三年八四三)年に一八歳で当主となったので、「家之掟」を定めた弘化三年八四三)年に一八歳で当主となったので、「家之掟」を定めた弘化三年八四三)年に一八歳で当主となったので、「家之掟」を定めた弘化三年八四三)年に一八歳で当主となったので、「家之掟」を定めた弘化三年八四六)の「水村市郎兵衛が作成に協力してのと考えられる。

では、外村与左衛門の名前は最高位の惣後見として中央に大書されていとなってきた時期であるが、外与の家運は最盛期であった。すなわち、となってきた時期であるが、外与の家運は最盛期であった。すなわち、となってきた時期であるが、外与の家運は最盛期であった。すなわち、となってきた時期であるが、外与の家運は最盛期であった。すなわち、となってきた時期であるが、外与の家運は最盛期であった。すなわち、となってきた時期であるが、外与の家運は最盛期であった。すなわち、となってきた時期であるが、外与の家運は最高位の惣後見として中央に大書されていては、外村与左衛門の名前は最高位の惣後見として中央に大書されていては、外村与左衛門の名前は最高位の惣後見として中央に大書されていては、外村与左衛門の名前は最高位の惣後見として中央に大書されていては、外村与左衛門の名前は最高位の惣後見として中央に大書されていては、外村与左衛門の名前は最高位の惣後見として中央に大書されていては、外村与左衛門の名前は最高位の惣後見として中央に大書されていては、外村与左衛門の名前は最高位の惣後見として中央に大書されていては、外村与左衛門の名前は最高位の惣後見として中央に大書されていては、

付では、近江商人のなかでも最高位に位置づけられている。る。。また、万延元年正月の「大日本持餘丸長者鑑」という全国資産家番

定の文章で記した家訓である。この家訓では、売買にともなう外与の基 意の文章で記した家訓である。この家訓では、売買にともなう外与の基 本的な立場を次のように表明している。 一切不相成、自他共ニ弁利ニ可相成候事ヲ深ク相考江、勤メ行可致 事也、只天性成行ニ随ひ家之作法其筋目ニ不違様、目先当前之名間 ニ不迷、遠キ行末を平均ニ見越、永世之義ヲ貫キ可申斗ひ也、是則 こ不迷、遠キ行末を平均ニ見越、永世之義ヲ貫キ可申斗ひ也、是則 と祖代々の思召、無退転今ニ相続いたす所也、(中略)、当家先祖ゟ

であることを強調している。利益に優先させることを明確に宣言していとめ、自分の都合のみを押し通すことを禁じ、自他ともに成り立つ取引とめ、自分の都合のみを押し通すことを禁じ、自他ともに成り立つ取引とが、自分の都合のみを押し通すことを禁じ、自他ともに成り立つ取引とが、自分の都合のみを押し通りでは、取引においては作為を排して自然天性にしたがう売買をもる。

之心得肝要たるへき事

節ニ売惜ミなく売払候ハ、得意も弁利を悦ひ申べし、是則家伝極意

相手少時ニ買入致シ候へハ、

売人も悦ひ可申、又、さき~~望取候

伝来之欠引ハ、売買共天性成行ニに随ひ、さき~~之気分ニ順し、

グが重要なことを例示している。仕入については、競争相手の少ないと後段では、自然の成り行きにしたがうという駆け引きには、タイミン

重することが、取引の極意であるといっている。みせず売り払えば、顧客も悦ぶものである。売買ともに相手の立場を尊きに仕入れば、売る方は悦ぶ。販売については先方の望む時に売り惜し

項がある。 さらに、直接的に利益とかかわりのある販売については次のような条

当前之見込見越之取斗ハ、家法として古来ゟ堅ク申合之通り急度相 心得可申候事 弁利を知ざる道理故ニ、決而永続長久之見通し無之、依之取訳目先 たとい強気見込之取斗ニ而利益多勝ニ有之候とも、自然自利利他之 不弁利ニいたし候事、天理ニ背キ、 二、売おしみ強気之取斗ひ致間敷候、世間望取候節ニ売惜ミ、品物 得ニ不迷諸人之望取候節、其図を者づさづ順ニ売払可申候事、 時節之相庭たとい不引合たりとも其時之成行相庭次第相働き、 売方ハ総而諸人望取候時節、有物決而売惜なく買人之気配ニ順じ、 売テ悔ム事、 商業之極意肝要二相心得可申候、 且家風ニ背キ、 決而目先を見込 甚以心得違也、 必損 中

は、天理に反した家風にも背く不実の売り方である。その様な我利だけた々の値上がりを思惑して売り惜しんではならない。これだけ人気のある商品を、こんな安い値段で売るのは「ちょっと惜しい」と、売り惜しみ、悔やみたくなるような取引をせよ、これこそ一番の極意である。目め、悔やみたくなるような取引をせよ、これこそ一番の極意である。目りの利にくらんで、需要のある時に強気に出て売り惜しむようなこと、ため利にくらんで、需要のある時に強気に出て売り惜しむようなこと、大きの利にくらんで、需要のある時に強気に出て売り惜しむようなことである。その様な我利だけ

奨励しているのである。

えない取引だから長続きするものではなく、思惑の取引は古くから家法を見越した販売は、たとえ当座は多少の利益が出ても、相手の立場を考

さらに販売については、「売テ悔ム事」こそ商売の秘訣であることを

重ねて次の様に述べている。

として禁じられている。

厳に慎むべきである。

得、 事長久なる事も思惟して専勤行致べし 申事、売テ後ニ悔ムよふならバサキ~~ニ利益有也、是重畳と相心 ハ高直ニにならざる前よ、 之事を不厭心得不実なり、 常人並ニして大キニ我身勝手之心得也、得意先々ニて自然損失可有 高直ニて売り附其後下落いたし、都合能売祓候迚利勝を喜ふ事、 売而悔ム事、 商人之極意と申事、 人之望ニまかせて順ニ売惜ミなく売払可 行末を思ひ斗ルべし、 能々納得いたし、 (中略) 我も人も無 総而売物 尋

っては損失も厭わず、利益を奉ずることの薄いことを繰り返しもとめ、 は、相手の損失や心情を無視した身勝手な取引であり、長続きするもの ではない。顧客の望みにまかせて販売し、売った方が安売りしすぎたか なと悔やむような売り方であれば、買い方の商人にも利益の出ることは 間違いない。このような取引は、結果的に双方ともに満足するから長続 きする。将来を見据えれば、「売テ悔ム事」こそ商人の極意である。 これらの外与の家訓に表出し、一貫している特徴的な考え方の一つ は、利益に関するものである。高利を禁じ、低い利益を求め、場合によ するがら長続 くるのである。

に、

次のようにふれている。 平均の動勢で見ようとする観点である。例えば、 こうした薄利に対する見方を支えているのは、 相場の見方についても 取引や相場を長期的な

へからず、 合ハ天性成行、 品ニ寄不時成ル直合之損益可有之、是ハ商人之常也、 配致スベからす、如何程家風相守、手堅ク取斗ひいたし候共、 損も取訳心痛有間敷、 損も有レバ又益有べし、 高下ハ冥利之外ニ始終平均ものと 依之不斗利益有共訳而喜ふ 必高下ニ迷ひ 直

がゆえに、 の見地から相場にも売買一般と同様に、 喜一憂することはなく、 下があり、それに応じて損益があるのは避けられない。だから相場に一 の商人が左右することのできない性質のものであるから、時によって高 していても、 左右できないものであることをはっきり認識していたことがわかる。 ことが重要である、と指摘している。どれほど家風を守り手堅い商売を 相場という経済変動・物価変動は社会的自然現象であり、個人の力で 商品相場や物価の値合いは、 短期的利益をもとめることの愚を諌める条項が導き出されて 相場や物価というものは、 長期的に平均的に見ることが大事である。 売買一般と同じ様に長期的な流れを見る 長期的平均の観点が強調される 自然の成り行きであって、 特定 そ

順法精神の変遷

IV

ての幕府の恩徳を称える文言が並べられることもあった。例えば小野善 商いに従事した商家の身分意識から創り出されたものとされる。 26 ある。外村与左衛門家の弘化三(一八四六)年の家訓である「家之掟_4 月の 知堅相守り可申候」とある。23 衛が正徳年間にさだめたと推定されている「家則」にも「御公儀ヨリノ 助家における文政一〇年一一月の「定」の第二条の文言は、 でも、「一、御公儀様より被仰出候御法度之趣、 法度堅ク相守リ」とある。さらに同家には安永四(一七五五)22 の第一項には「御公儀様御法度急度可相守候」とある。三代目市田清兵 いう条項が掲げられている場合が多い。 「高崎店定目」があり、最初の条項には、「一、御公儀様御法度之趣奉承 江戸時代におけるこのような順法精神の掲示は、 近江商人をはじめ商家の家訓類の劈頭には、 商いは世の中が平穏であってこそ成り立つことを弁え、 年八月一八日の 「家掟定目」の第一条は「御公儀様御法度之趣急度相守可申事」で 覚 は近江商人のなかでも古い家訓であるが、 谷口兵左衛門家の文政五(一八二二) 小野善助家の正徳四 ・急度相守可申事」とある。25 幕府の法度を守るべしと 封建体制の枠の内で 為政者とし 次の通りで 年九月の 二七二 年正 確か そ

御公儀御国恩難有奉存、 努々麁略奉存間敷事 今日安穏二渡世仕居候義、 広大之御恩徳

全国統 の内容について具体的に次のように述べている。 本定右衛門家の明治二年の「家内申合書」は、 乱を経ることによって、商業の伸展をもたらす統治の安定をもたらした ふ」のなかで、 このような封建的身分意識からくる国恩観や恩徳観は、 政権への感謝となって受け継がれていくのである。先述した塚 従来の恩徳を、早くも明治国家による国恩と明記し、 「家名相続して国恩を思 幕末維新の動 そ

上下の船積、

他国の出稼き、道中往還等尔就てハ、水火盗難或ハ世

代目塚本定右衛門をはじめとする同族五人の経営陣が立てるにいたった となってあらわれるようになる。そして、やがて同家の事業経営の判断28 基準は単なる順法だけでなく、 導くのであり、 いというだけの消極的な順法意識を脱して、同家を積極的な公的活動へ れない。以後、こうした意識は近代社会の進展とともに、法に抵触しな ばならないというのである。ここには政治体制の如何を問う姿勢はみら るから、 経営ニハ法律ヲ遵奉スト雖モ、 全国どこにおいても、商いが円滑にできるのは明治大政府の御蔭であ 何国 大正八(一九一九)年四月一日の「家訓」のなかでは、「一、事業 則をかたく相守り、 上の人気動揺候ハ、、仕来り之商売も成かたく迷惑可致のところ、 その国恩に感謝しながら布告の規則を守って家業に精を出さね 御国恩の重き事常々忘るましく、せめてハ時々仰出されの御規 へ参り候ても少も滞なく商ひ致し候ハ全く大政府の御蔭尓候へ 同家の社会貢献は治山治水事業などへの多額の寄付行為 我身を慎ミ渡世向尓精を出すへし 徳義におくことを旨とするようになっ 徳義ヲ根拠トスベキ事」の一 項を、 \equiv

のである。 29

む す び

ければならない、そのための資源は確保しなければならない、それでい CSRの喧伝を大胆に要約すれば、 令順守を超えた自主的な取り組みであると主張する。要するに、

現今の 組むことは利益を生む投資であると考えるべきであり、義務としての法 考えていると整理している。これに対して現今の新しいCSRの本質 経済社会の発展に企業の立場から実践していくことであると規定してい から解く方策として提案されたと考えることができよう。 て地球環境は保全しなければならないという矛盾した命題を企業の立場 企業の信頼構築と持続的価値創造に向けて』は、 前述の社団法人経済同友会の冊子『「市場の進化」と社会的責任経営 社会的価値と経済的価値の実現は一体のものであり、 利益の社会貢献をコストとうけとめ、法令順守を義務的取り組みと 従来型のCSR観を、 社会的価値よりも経済的価値の実現を主と考 企業と社会は持続可能な発展をしな CSRを二一世紀の CSR に 取り

は、

ż, る。

て確保できるような直接的利益と、市場と社会の進化にともなうSRI されている利益は、 (社会責任投資)を呼び込み、 現今のCSRは利益を生む投資と考えるべきであるというとき、 優良な人材を惹きつけることによる間接的長期的利益である。 リスクの低減やイノベーションによる差別化によっ 企業活動のグローバル化への対応を可 想定

つながるという考え方である。 うなれば CSRは、 将来的に利益を増大させ、 企業価値を高めることに

済や経営活動に対する社会の要請は時代によって変化するものだからで 経済社会の段階が異なるので当を得ていないし、あまり意味もない。経 もとより近江商人の経営行動と現今のCSRを直接対比することは、

あろう。 化による他と競合しない利益・CSR目標への主体的で積極的な接近で 徳義の尊重に対応するものは、現今CSRでは社会との共存共栄・差別 としての取引における世間よし・禁欲的な薄い利益・判断基準としての 普遍性があり、 しかし、 経営行動を支え規定した経営理念の精髄には、 比較対比することは可能であろう。 近江商人の経営理念 時代を超えた

謳うのである。 って、結果として強い企業体質を築き、今日の老舗企業群の一角を形成 る。近江商人の場合は薄い利益を何代にもわたって積み上げることによ ことによって、企業価値を持続的に創造し、 している。現今CSRでは、積極的に利益獲得の可能なことを標榜する このなかでもっとも違いが際立っているのは、 企業の存続を可能とすると 利益のとらえ方であ

Rとして十分に独自性を発揮できよう。 方よし」、薄利に徹し徳義を重んじた経営理念は、 うえで、近江商人の営利行為における社会認識の重要性を強調した「三 今後、 日本企業が現今CSRに対する価値観を対外的に発信していく 日本生え抜きのCS

- 足立政男『老舗と家訓―現代商法を問い直す』東洋文化社、 七一頁 九七四
- 2 同書、二〇一頁。

注

1

3

- 竹中靖一・宮本又次監修『経営理念の系譜―その国際比較』 東洋文化
- 社、一九七九年、一一八頁
- 末永國紀「近江商人中村治兵衛宗岸の「書置」と「家訓」について― 方よし」の原典考証」(『同志社商学』五〇巻五・六号、一九九九年)。 『鳩翁道話』平凡社、東洋文庫一五四、 一九七〇年、二八七頁

5

4

6 同論文。

8

- 7 井上政共編述『近江商人』松桂堂、一八九〇年
- 西川文化財団所蔵。西川家の勘定帳を使った最近の研究に、賀川隆行 - 畳表問屋西川甚五郎家の経営構造」(『三井文庫論叢』第三六号、二〇〇
- 宮本又次『小野組の研究』第一巻、 一年)がある。 大原新生社、一九七〇年、三五三頁。
- 11 10 9 江頭恒治『近江商人中井家の研究』雄山閣、一九六五年、八八九頁。
- 近代商家文書に関する総合的研究―科学研究補助金研究成果報告書」二 滋賀大学経済学部附属史料館所蔵。 〇〇三年、に翻刻されている。 「中氏制要」は、 宇佐美英機「近世·
- 12 石田梅岩『都鄙問答』巻之二(『近世思想家文集』日本古典文学大系九 岩波書店、一九六六年、四二三頁)。

古川鉄治郎編輯

『在りし日の父』一九三七年、

四五頁。

『ミューズ塚本17年のあゆみ』塚本商事株式会社、

一九八五年、三五頁。

- 19 18 17 16 15 14 13 「定悦翁遺詠」、 聚心庵」所蔵 塚本商事㈱ 「当社家訓及経営理念の経緯」
- 社大学『経済学論叢』五二巻三号、二〇〇一年)。 末永國紀「商人資本の蓄積過程―近江商人外村与左衛門家の場合」(同志
- 20 心得書」は、 五個荘町史編集委員会『五個荘町史資料集Ⅰ—近江商人外

前掲、宮本『小野組の研究』第一巻、 村家の家訓・店則集成』一九八九年、に翻刻されている。 一一八頁。

井上、前掲書、二〇五頁。

前揭、『五個荘町史資料集Ⅰ』所収。

同書、一三二頁。

『宮本又次著作集』第二巻、近世商人意識の研究、 二四八頁。 講談社、一九七七年、

30 29 28 27 例えば、二〇〇四年春に滋賀経済同友会が、「三方よし」に代表される近 前掲、塚本商事㈱「当社家訓及経営理念の経緯」所収。 吉本襄編『氷川清話』前田大文館、一九二七年、一〇〇~一〇三頁。

SRモデル」を発表したことは、時宜を得た実践活動といえよう。 江商人の経営理念に基づいて、経営の現状把握と改善のための「滋賀C

本稿は、平成一六年度同志社大学学術奨励金による研究成果の一部である。